

北日本パイプライン開発機構(株)(仮称)名寄天然ガス発電所 設置事業に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成18年6月16日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)名寄天然ガス発電所設置事業に係る環境影響評価方法書について、北日本パイプライン開発機構(株)に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道名寄市曙
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 約31.5万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成17年12月19日
住民等意見の概要受理	平成18年 2月23日
知 事 意 見 受 理	平成18年5月22日(北海道)

問合せ先: 電力安全課 高取、金子
電話 03 - 3501 - 1742 (直通)
03 - 3501 - 1511 (代表)
4921 (内線)

【北日本パイプライン開発機構(株)(仮称)名寄天然ガス発電所設置事業
に係る環境影響評価方法書に対する勧告内容】

1．環境影響評価項目について

工事の実施により、陸域に生息・生育する動植物に係る重要な種や地域を特徴づける生態系に対し影響を及ぼすおそれがある場合は、造成等の施工による一時的な影響に伴う陸域に生息する動物に係る重要な種及び注目すべき生息地、陸域に生育する植物に係る重要な種及び重要な群落並びに地域を特徴づける生態系を評価項目として追加することを検討すること。

2．調査、予測及び評価手法について

- (1) 施設の稼働に伴う大気質については、ガスタービンの起動時や停止時に窒素酸化物排出濃度が急激に変動し、排ガスの着地濃度が高くなるおそれがあることから、発電設備の起動・停止の頻度や窒素酸化物排出量等を踏まえ、起動時や停止時における窒素酸化物についても検討し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。
- (2) 二酸化炭素に係る評価において、京都議定書目標達成計画との整合が図られているか検討を行うこと。